

そのハガキ 詐欺です!!

運命の分かれ道は…?

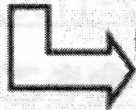
①ハガキが届く



身に覚えがないので…

②電話する

②電話しない



③「手続きに必要」などと言われて
個人情報を知られる



④「今日中に支払わないと裁判になる」
「後で返金するので一旦支払って」など
と言われてお金を要求される



⑤銀行振込やコンビニでギフトカードを
買って、記載されている番号を電話で
教えるよう指示される



こんなハガキは詐欺!

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約
会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟
として、訴状が提出されました事をご通知致します。管轄番
号(れ)467 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始さ
せていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全
面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さ
び、勤務、不動産物の差し押さ、罰金を科せら
れ、ご自身の財産を没収する事になります。ご
自身の財産を守るため、お早めにご連絡下さい。
訴訟取り下げ最終期日 平成29年8月18日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関千代田1-1-1
取り下げ等のお問合せ窓口 1777
受付時間 9:00~20:00日、祝日、休

電話しないで!



- ハガキに記載されている問合せ先に電話すると、「今日中に支払わないと法的手続きに移行します。」「お金は後でもどってくるので一旦支払ってください。」などと言葉巧みに言われ、だまされてしまいます。
- 身に覚えのない請求は、連絡を取らないようにしましょう!

こんなハガキが届いたら…

無視するか、消費生活センターにご連絡を!

☎0743-73-0550(相談用)

月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時30分

架空請求ハガキで生駒市内でも3件、総額約430万円の被害が発生！(平成29年10月～平成30年5月末まで)

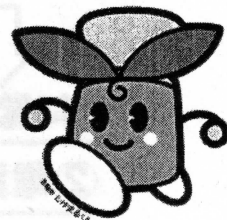
☆ターゲットは女性!!☆

- ハガキは主に50歳代以上の女性を対象に送られています。
- 考える暇が無いように、週の後半や指定する期日の直前に届く例が多く、慌てて電話してしまう・・・それが犯人の狙いです！

休日のご相談は生駒警察署へ ☎0743-74-0110

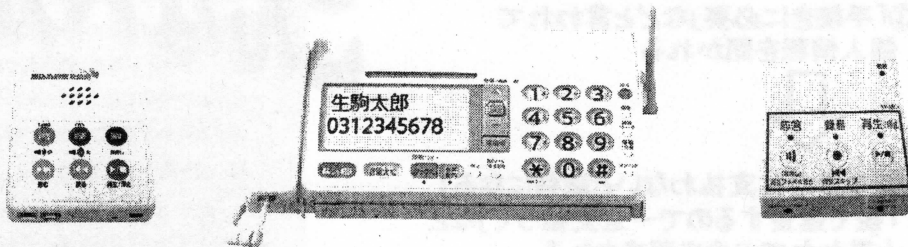
◇ハガキだけではありません！～消費者トラブル～

オレオレ詐欺や振り込め詐欺だけでなく、パソコンやスマートフォンを使った架空請求や通信販売、訪問販売など私たちの身の回りの消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活センターの“どこでも講座”で賢い消費者に！(0743-72-1100)



◇特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金をご活用ください！

市内でも電話による
高額被害が発生!!



○対象

申請時に満65歳以上の高齢者が住む市内の世帯で、市税を滞納していない人

○補助対象機器

悪質な電話による詐欺を防ぐことを目的に製造され、自動応答録音機能がついた特殊詐欺対策機能付電話か、自動応答録音機能がついた外付けの機器

補助対象機器は、1世帯につき1台とし、平成30年4月1日以降に購入したものに限りです。

○補助金額

対象機器の購入費と設置費の合計額の1/2(上限1万円。100円未満は切り捨て)

○募集件数

30件(申込み順)

○申込み方法

消費生活センターと防災安全課で配布する申請書類に、購入機器の機能が記載されているカタログか取扱説明書、購入機器の金額と品名が記載された領収書を添えて、平成31年2月28日(木)までに、消費生活センターか防災安全課の窓口にご提出ください。

お問い合わせ

防災安全課 ☎74-1111 内線363

消費生活センター ☎72-1100(事務用)